

# 合併で受注チャンスが大幅に拡大します！

平成23年度から、県内の建設業者の方の、より一層の技術力及び競争力の強化を支援するため、合併等を行った場合の入札参加における特例措置を次のとおり拡充しました。

## 特例措置の適用対象

入札参加における特例措置の対象となる合併等の形態は、次のとおりです。

- 合併
- 事業(営業)譲渡
- 会社分割
- 協業組合

## 特例措置の内容

### 入札参加資格の特例措置

#### ○ 格付時の総合数値を次のとおり加算【新規】

- ・格付時の総合数値を最長2年間15%加算(申請時点の入札参加資格者名簿)
- ・格付時の総合数値を最長2年間10%加算(上記期間経過後の次の入札参加資格者名簿)

※総合数値の加算措置には、次のようなメリットがあります。

#### 【上位ランクへの昇格】

上位ランクに昇格することで、より大きな工事の入札への参加が可能となります。

《土木一式工事のCランク業者同士が合併し、Bランク業者となった場合》

〔合併前〕Cランク業者が入札可能な金額帯: 250万円～6,000万円



〔合併後〕Bランク業者が入札可能な金額帯: 1,000万円～1億5,000万円

#### 【特定建設工事共同企業体(特定JV)への参加】

平成23年度から、特定JVの対象工事を、概ね10億円以上から概ね5億円以上に見直し、併せて構成員となれるBランク業者を一定点数以上(土木一式工事の場合: 1,092点以上)の総合数値を有する者に限定しています。

合併等によりランクアップしない場合も、総合数値の加算により一定点数以上となれば、特定JVの構成員として入札参加が可能となります。

《土木一式工事の場合》

〔加算措置前〕総合数値が1,000点⇒特定JVの構成員となることは**不可**



〔加算措置後〕総合数値が1,150点(1.15倍)⇒特定JVの構成員となることが**可能**

## 受注機会の確保の特例措置

### ○ 主たる営業所の所在地では、直近下位ランクへの入札参加が可能

《ケース1: 格付が昇格した場合(Bランク業者同士が合併し、Aランク業者になった場合)》

⇒A・Bランク業者を対象とした金額帯(単体企業:1,000万円～5億円/特定JV:5億円～[土木一式工事])の入札に参加可能

《ケース2: 格付に異動がなかった場合:(Bランク業者同士が合併し、Bランク業者になった場合)》

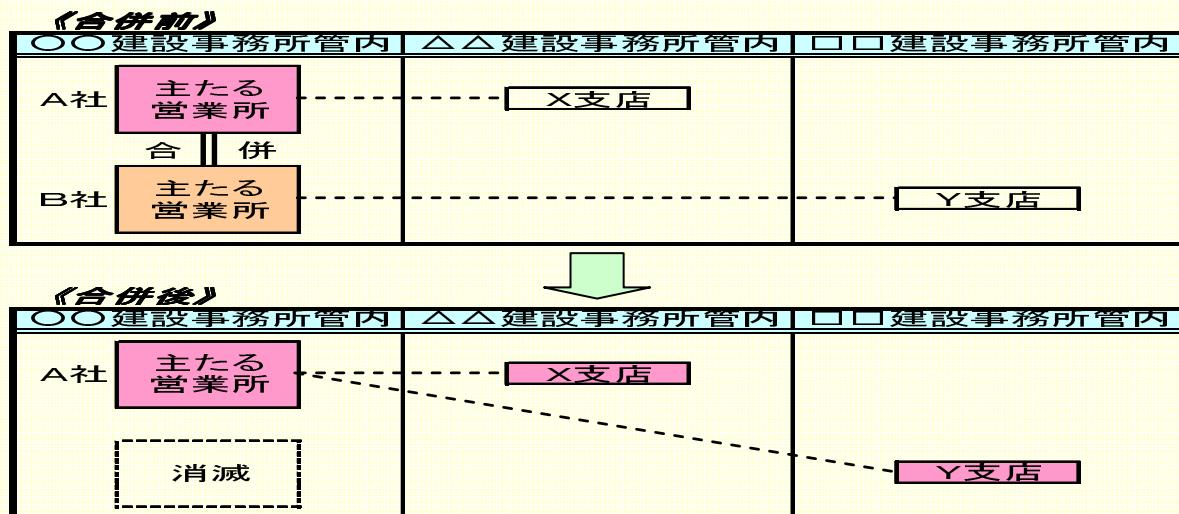
⇒B・Cランク業者を対象とした金額帯(250万円～1億5,000万円[土木一式工事])の入札に参加可能

### ○ 県発注工事の受注実績のある支店(営業所)を、主たる営業所とみなして入札参加が可能【新規】

《A社とB社が次のとおり合併した場合》

- ・X支店を有するA社とY支店を有するB社が合併。
- ・合併存続会社はA社で、X支店及びY支店とも存続。
- ※X支店及びY支店とも、県発注工事の実績あり。

⇒X支店とY支店を、主たる営業所とみなして入札に参加することが可能。



(注) 受注機会の確保の特例措置の申請に当たっては、次の要件を満たすことが必要です。

- 過去2年以内に500万円以上の県発注工事の元請施工実績を有すること
- 過去2年以内に指名除外措置等を受けていないこと

合併等における、入札参加の特例措置についてご質問等がございましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

広島県 土木局 建設産業課 入札制度グループ

電話:082-513-3821(ダイヤルイン)